

## 令和3年8月 湖南省定例教育委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年8月27日(金) 午後1時50分から同2時58分まで

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎 3階 大会議室

3. 会議に出席した委員

松 浦 加代子  
伊 藤 真 昭  
岩 城 見 一  
古 川 美智子  
平 松 彩

4. 会議に欠席した委員 なし

5. 会議に出席した事務局職員 11名

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第1 報告第57号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第58号

後援・共催名義の使用承諾について

○2021 体育授業づくり講座（後援）

○湖南省小学校教職員交流ソフトボール大会（後援）

○びわ湖駅伝スポーツフェスティバル 2021（後援）

○第44回甲賀・湖南省チャリティーゴルフ大会（後援）

○第10回記念～家族を歌う～河野裕子短歌賞（後援）

○令和3年度湖南省スポーツ少年団本部事業、令和3年度湖南省杯  
(共催)

○第18回 湖南省文化祭（共催）

○17th 青春祭（あおはるさい）2021「湖南省青少年育成大会」（共催）

日程第3 報告第59号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第60号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第61号

令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第6 報告第62号

夏季休業中の児童・生徒の活躍について

日程第7 報告第63号

湖南省通学路安全推進会議設置要綱等の一部を改正する要綱の制定について

日程第8 議案第33号

後援名義の使用承諾について

○2021年度書き損じハガキ回収プログラム（後援）

日程第9 議案第34号

湖南省奨学資金給付制度の給付可否を決定することについて

日程第10 議案第35号

湖南省学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

日程第11 協議事項

- (1) 湖南省人権総合計画の素案について
- (2) 令和3年10月定例教育委員会の開催日程について
- (3) その他

教育長

それでは、引き続いての会議ということで、お願いします。

本日、滋賀県下に緊急事態宣言が発令されています。この会議も報告の部分については、できるだけコンパクトな説明ということで、ご了解願いたいと思います。議案については少し時間がかかりますので、そういった進行をさせていただきたいと思います。

まず、資料の3ページ、教育長の報告ということで追加です。この緊急事態宣言に対応してということで、8月25日に臨時の校長会を開催させていただきました。急ぎましたので、内容については皆様に電話連絡をさせていただきました。こういったことを決めたかということ、ホームページに

もアップしてもらいましたが、27日に出します、滋賀県緊急事態宣言下における学校生活についてです。学校行事は校長が主催しますので、市教育委員会からこうなさいという指示はできる限りしないのですが、この緊急事態宣言下については、修学旅行は実施しない、校外学習も実施しない、運動会、体育祭についても実施しないとのことで、これは指示として出させていただきました。

ただ、9月12日、「はい、終わりました」で、このコロナの状況がすっかり明けるということも考えにくいですので、9月いっぱいには市教育委員会に、この行事はどうしましょうという相談があったら、学校教育課、教育委員会としては、9月いっぱいは見合わせたほうがよろしいという意見を述べさせていただくということで、校長に伝えさせていただきました。

部活動については、緊急事態宣言が出されている間は実施しません。スポーツ少年団やジュニアバンドは、施設を開放することをやめることになっていますので、自動的に活動ができないということになっています。

そして、予防対策が非常に大事であるとのことで、取組を徹底ということで、校長会で協議をしていただきました。いかんせん、フェーズが変わってきております。デルタ株というのは、本当に非常に高い感染率だと聞いています。ただ、ワクチンは有効だとのことです。

しかしながら、ワクチンは強制できませんので、4-3の書き方であります。12歳以上へのワクチン接種も湖南市は、中学生が夏休みの間に接種できるようにということで配慮してくださいました。ですので、夏休みに接種が終わるというチャンスはあったのですが、なかなか、そこは保護者が子どもにワクチンはちょっと怖いなということで、今のところ、4割程度の接種が済んでいるということは聞いております。

ワクチン接種による感染予防及び重症化防止の効果は非常に高いとのことです。引き続き、ワクチン接種を進めていきたいと思っております。

学校については、予防対策と各小中学校、これからクラスタの発生、絶対あると思っております。避けて通れないです。そのぐらいの心構えで、クラスタが発生した時に、どういうふうにするのか、既に学校閉鎖、学級閉鎖の基準については、ここでも定めてくださっていますので、そういったところで、デンと構えてやっていきたいなと思っています。

これらの取組につきましては、26日の臨時総合教育会議で、市長、教育長、危機管理局の管理監、総合政策部長、健康政策理事に集まっていたいただきまして、この小中学校の取組もご承認いただいております。

8月末はコロナ対策でしたが、8月の半ば、13、14、15日と、お盆の時の大雨土砂災害警戒情報が出まして、湖南市に避難指示が出たとのことで、私も警戒本部副本部長ということで、この2泊3日、大変貴重な経験をさせていただきました。何よりも市民さんの命を守るという行政職員の取組

について、また校長会でも報告をしたいと考えております。

8月16日には、アドバンス研修ということで、国立教育政策研究所所長に本来でしたら来ていただいてということだったのですが、オンラインで研修をさせていただきました。冒頭、元教育長が画面に出てこられて、ミュートにはなっていたのですが、「わあ」という声で皆さん、喜びの声を上げていました。

5ページは9月1日に発行しようと思っている教育長だよりです。冒頭、部活動について私の考えも上に書かせていただいています。中学校の先生にダイレクトに伝わるのではないかなと思っています。

アドバンス研修の資料が6ページからです。私の最初の講話とのことで、資料を付けさせていただきました。お集まりいただいて、研修に来ていただいている人に湖南省の強みを洗っていただいて、実はそこに弱みも出ているのだというようなことで、グループ協議がしたかったのですが、残念ながらできませんでした。先生の資料、10ページから見ていただきまして、ご講演いただいた後、学校の中でディスカッションが始まったという学校もあつたりします。次世代リーダーを育てるというアドバンス研修の狙いをしっかり校長が理解して、取り組んだ学校もあつたということで喜んでおります。

教育長報告については、以上です。何かございませんでしょうか。承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

報告第57号について、承認することといたします。

また、後ほど何かあつたらお伝えください。

それでは、議事に入らせていただきます。日程第2報告第58号、後援・共催名義の使用承諾について、説明をお願いします。

事務局

(1) 名称 2021 体育授業づくり講座（後援）

主催 松田大央

期日 令和3年10月17日(日)

会場 zoomによるリモート研修会

趣旨 タブレットを活用した実践事例を通して、子ども達に、よりわかりやすい体育授業を提供する。

(2) 名称 湖南省小学校教職員交流ソフトボール大会（後援）

主催 湖南省教職員交流推進実行委員会

期日 令和3年11月13日(土)

会場 菩提寺多目的グラウンド  
趣旨 湖南省小学校教職員の親睦を図る。

- (3) 名称 びわ湖駅伝スポーツフェスティバル 2021 (後援)  
主催 滋賀県、(公財)滋賀県スポーツ協会、  
(公財)滋賀県希望が丘文化公園  
期日 令和3年11月21日(日)  
会場 希望が丘文化公園  
趣旨 スポーツやレクリエーション活動を実践できる場を広く県民に提供し、スポーツを生活に欠かせない文化として根付かせ、県民が生涯にわたりスポーツに親しみ、「健康でいきいきとした滋賀」を築くことを目的に実施する。
- (4) 名称 第44回甲賀・湖南省チャリティーゴルフ大会 (後援)  
主催 甲賀・湖南チャリティーゴルフ実行委員会  
期日 令和3年12月2日(木)  
会場 名神竜王カントリー倶楽部  
趣旨 『育てよう、励まそう、若い力と情熱を』をキャッチフレーズに甲賀市・湖南省教育委員会、県立中学校にスポーツ活動支援基金を贈呈いたします。
- (5) 名称 第10回記念～家族を歌う～河野裕子短歌賞 (後援)  
主催 産経新聞社  
期日 令和4年3月19日(土)  
会場 産経新聞大阪本社  
趣旨 歌人・河野裕子の業績を顕彰するとともに、河野が得意とした家族詠を通じて、投稿者が家族の価値を見つめなおす契機とする。
- (6) 名称 令和3年度湖南省スポーツ少年団本部事業、令和3年度湖南省杯 (共催)  
主催 湖南省スポーツ少年団  
期日 令和3年10月1日～令和4年3月31日  
会場 湖南省総合体育館 他  
趣旨 スポーツ活動を通じて子どもの健全育成、交流を図る。
- (7) 名称 第18回 湖南省文化祭 (共催)  
主催 湖南省文化協会

期日 令和3年10月30日(土)～31日(日)

会場 石部文化ホール 他

趣旨 湖南市内の地域文化の発展および各種文化団体を中心に市民が日常の研鑽を広く全市民に発表する機会にするとともに、各種文化活動の裾野が広がる契機とするために文化祭を開催する。

(8) 名称 17th 青春祭(あおはるさい)2021「湖南市青少年育成大会」  
(共催)

主催 湖南市青少年育成市民会議

期日 令和3年11月28日(日)

会場 石部文化ホール

趣旨 地域で子どもを健全に育む活動の輪を大きく広げるため、中学生実行委員が企画・運営を担い、手作りの大会を作り上げています。「大人が変われば子どもも変わる」をスローガンに地域とのつながりを強めるため開催します。

教育長

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

それでは、報告第58号について、承認することといたします。

日程第3報告第59号、市内児童生徒の問題行動について、日程第4報告第60号、市内児童生徒の交通事故について、学校教育課長より説明をお願いします。

課長

【非公開】

(学校教育課)

教育長

承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

それでは、報告第59号、60号について、承認することといたします。

日程第5報告第61号、令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について、学校教育課長からお願いします。

課長

【非公開】

教育長

承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第61号について、承認することといたします。

日程第6報告第62号、夏季休業中の児童・生徒の活躍について、学校教育課長よりお願いします。

課長

各中学校、夏季総体（夏季総合体育大会）等の結果について、まとめていただいたものを資料の86ページ、87ページに掲載させていただきました。ブロック大会、県大会等を勝ち抜きまして、その上の上位の大会等へ出場してくれた子どもたちも多数おりました。こちらに掲載しております子どもたちが夏季総体の後に開かれました、近畿大会等へ出場してくれた子どもたちになります。出場が決まりましたら、通常でありますと、こうした大会に参加する子どもたちに市役所へ来てもらって、教育長に激励をしていただくという時間をとらせていただいていたのですが、今回、コロナの感染対策等を考えまして、各校へ教育長が出向いて行って子どもたちを激励したいとおっしゃっていただきましたので、4つの学校を訪問させていただいて、出場する選手一人一人に教育長からお手紙、激励の文書を書いていただいたものを渡していただいております。

教育長

はい、ありがとうございました。5ページの私の教育長だよりも載せているのですが、湖南市内であったブロック予選を見に行かせてもらって、特に印象に残っているのがサッカーです。生徒たちが自分たちで作戦を話し合っ、こうしよう、ああしようと言って、最後に先生が、あれがよかったよ、こうしようねというあの姿がまるで授業のようで、子どもたち自身が主体的にやっていて、先生に一方的に指示されてやっているのではないということを感じ、子どもたちや指導者の変容が見られました。

それでは、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

報告第62号について、承認することといたします。

続きまして、日程第7報告第63号、湖南市通学路安全推進会議設置要綱等の一部を改正する要綱の制定について、教育総務課長よりお願いします。

課長

（教育総務課）

この改正理由につきましては、令和3年4月1日から市の組織改変により、部及び課名が変更等をされたため、要綱の一部を改正するものです。

基本的に内容については大きく変わるものではなく、部署名等の変更等になっております。

また、個別指導計画の保管期間について、学齢期終了後の段階まで、継続的な教育サービスを実施しているため、学校における保管期間を3年から10年に延長させていただくものとなります。

教育長

これについては、部署名が変わって自動的にそれも変わってくるということです。個別の指導計画、3年だけでは、つながりが、ということで期間を変えますとのこと。よろしいでしょうか。

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

報告第63号について、承認することといたします。

続いて、日程第8議案第33号、後援名義の使用承諾について、学校教育課長よりお願いします。

課長

(1) 名称 2021 年度書き損じハガキ回収プログラム（後援）

主催 一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン

期日 令和3年9月1日～令和4年3月31日

会場 各学校および周辺地域

趣旨 カンボジアの地雷撤去支援および日本の子どもたちに対する国際理解教育の促進。

教育長

この件、いかがでしょうか。117ページを見ていますと、随分たくさんところで実績があると見て取れますが、課長、具体的なイメージとしては、学校ではどうしたらいいのでしょうか。

課長

恐らくチラシがあると思いますので、各児童生徒に配付をして、書き損じのはがきがもしおうちにあるようなら持ってきてくださいとのことで、回収箱等をクラスに設置して集めて、生徒会、児童会等でそれをまとめて、またこちらのほうにお送りするといった流れになるかと思えます。

教育長

学校内でのチラシ配付ですね。チラシは作ってこられるのか、そこはどうでしょう。

課長

ちょっと確認をしないといけないと思うのですが、恐らくはこちらにチラシをいただけるのではないかと思います。



教育長           この取組の趣旨としては、委員の皆様、いかがでしょうか。ご賛同とのことでよろしいですか。学校への周知への仕方については、今一度、確認していただきます。

委員             負担するよりもお金がたくさん集まっていますね。いいですね。

教育長           3枚で100円ですものね。これはなかなかの金額だなと思います。

委員             結構、書き損じは出ますものね。

教育長           そうですね。他に何かありますか。ないようですので、審議結果につきましてには異議なしと認め、議案第33号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員           — 全員異議なし —

教育長           異議なしと認め、議案第33号の審議結果を可決いたします。  
それでは、日程第9議案第34号、湖南省奨学資金給付制度の給付可否を決定することについて、生涯学習課長からお願いします。

課長  
(生涯学習課)   7月の教育委員会で申請の審議をしていただいて、それ以後、受け付けた4件でございます。4件のうち、高校の公立が3件、私立が1件で、合計4件ございまして、全て審査基準内に収まっておりますので、許可をすることになります。

なお、高校の公立の3人は新規で、私立の一人は継続でございます。

29番につきましては、受け付けが8月4日になっておりますので、この方については本日了解がいただけましても、お支払いについては、受け付けた次の月からという扱いになっております。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

教育長           そしたら、今回の審査は4件とのことで、給付決定の可否、いかがでしょうか。可とのことでよろしいですか。

1点、課題です。これからかと思いますが、ボランティアに取り組む人はおられますか。

課長             特にボランティアに取り組むとまだ報告をいただいた方はおられないです。青春祭の実行委員会に参加の意思を示した方は1名聞いております。

教育長

分かりました。他に何かありますか。ないようですので、審議結果につきましてには異議なしと認め、議案第34号につきまして審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第34号の審議結果を可決いたします。

それでは、続きまして、日程第10議案第35号、湖南省学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について、給食センター長からお願いします。

給食  
センター長  
(教育総務課)

123ページから始まる資料になっております。説明は130ページの現行の規則で説明させていただきます。

130ページを開けていただきますと、第5条のところに学校給食費の額という定めがあります。基本としましては、第5条1項のように、定額、月額でいただくところですが、同じく第5条5項に、月の途中で転出転入、また第4条2号は、病気等で連続5日以上給食が提供されなかった場合の方です。日割りのものは認められるのですが、同じく第5条の4項と6項に日割りの金額がそれぞれありますが、この金額の違いは、第6項は小学校、中学校の児童生徒に対する金額であります。

こちらは学校給食法で、保護者に対しましては食材料費のみ負担していただき、ほかの光熱費等は設置者が負担することになっておりますので、この金額になっております。

第4項の金額に関しましては、光熱費や調理の委託などを含めた額での児童生徒以外の方に対する金額になっております。先生方に関しましては、こちらの金額で日割りになる場合はお支払いいただくところが、第6項のところで(1)(2)ともにですが、「及び職員」という表記が入っており、紛らわしいとのことから、この第4項のほうを摘要するために、「及び職員」を抜かせていただくとともに、第6項(2)の「中学校の児童」になっておりますが、「生徒」と文言の変更をさせていただきます。

もう1点、大きい変更の箇所に関しては、同じく第5条5項の欠食日数に1食当たりの単価を乗じたものを減額するとなっておりますが、食べた1食当たりの額を請求するほうが分かりやすいということから、1食当たりの単価を乗じたものを徴収するものに文面を変更したいと思っております。

あともう1点は、欠食届のところに学校長の名前を書いていたところがあるのですが、こちらのほうに印鑑の印がありませんので分かりやすく追加させていただきます。よろしくお願いします。

教育長

これについては給食費の徴収について、分かりやすく現状に合わせた形で規則を変えるというものです。特に1月分から減額するのではなくて、1食当たりの金額をいただくといったこと、それから1食当たりの単価は児童生徒、そして教職員や職員は別のところにありますので、先生を抜いたとのことです。このことについていかがでしょうか。

質疑もないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第35号につきまして審議結果を可決することによりよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第35号の審議結果を可決いたします。  
本日の議事は以上になります。

事務局

続きましてその他になります。湖南省人権総合計画の素案について、人権擁護課長からお願いします。

課長

(人権擁護課)

137ページ、湖南省人権総合計画の素案についてというところで説明をさせていただきます。

139ページの策定イメージ、そして140ページの計画の期間、141ページ、142ページの計画策定の工程表については、前回説明をさせていただいておりますので、今回は割愛させていただきます。

143ページの湖南省人権総合計画策定に係る経過について、人権啓発係から説明をさせていただきます。

主幹

(人権擁護課)

まず初めに、教育委員の皆様におかれましては、資料の差替えをお願いいたします。ページで申し上げますと、今、課長が申し上げた143ページから144ページの湖南省人権総合計画策定に係る経過令和2年度を、お手元にあります1枚ものの資料と差替えをお願いいたします。お手数をおかけいたします。

まず、148ページの計画の素案の目次をご覧ください。前回2月25日の定例教育委員会において、この目次にございます1、計画の趣旨、2、現状と課題、3、計画の基本的な考え方について提示をさせていただき、承認をいただきました。今回はその後の進捗状況について、ご報告をさせていただきます。

この目次にございます4の重点施策と取組の方向性、5の分野別の施策につきまして文章化を行いました。

教育の分野といたしましては、4の重点施策の取組の方向の(1)人権

教育の推進と（２）人権意識の普及、５の分野別施策の（３）の子どもの部分について、指導主事の先生方と連携をしながら執筆を行いました。

ページが前後しますが、143ページの一番下をご覧ください。その素案に対しましては、人権擁護部会の３つの部会である人権教育部会、部落差別問題部会、人権と福祉部会を２月から５月にかけてそれぞれ２回ずつ開催し、ご意見をいただき、素案について取り込んできました。

144ページをご覧ください。その３つの部会の意見を受けて作成された素案について、第１回人権擁護審議会を５月31日、そして第１回同和対策審議会を７月１日にそれぞれ開催し、ご意見をいただき、修正した素案について、再度、第２回人権擁護審議会でご意見をいただいたところです。

今後につきましては、10月パブリックコメントに、12月議会に提案させていただきます、令和３年度内に公表を予定しております。

課長

素案全文についてご説明させていただくのが本来の姿なのですが、ページ数もたくさんになりますので、計画をまたお目通しいたきまして、ご意見等ございましたらいたたく形にさせていただきたいと思っております。

主幹

また、計画に関しましてご意見等がございましたら、223ページの様式等により９月３日金曜日までに人権擁護課までファクスかEメール等によりご提出ください。

なお、この様式以外での提出も構いませんが、様式が必要な方につきましてはメールで送信をさせていただきますので、その際は人権擁護課までご連絡をお願いいたします。

教育長

説明ありがとうございます。前回にも説明をいただきましたが、今までこの４つの計画があるのですが、何せこれを統合してしっかりどこを向いてやっていくのかというところを分かりやすくとのことで、計画策定を進めていただいています。今この素案をいただきましたので、ここでさっと見ていただいて、特にここが気になるということを読み込む時間はないのですが、もしありましたらよろしいですか。意見をいただくには、223ページに様式も付いておりますので、こちらをご活用願いたいと思います。

それでは、ご意見をいただくということ、ここについてご承諾いただけたとのことでよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

はい、ありがとうございます。では、ここまでで、今回については、

特にコロナのことが気になることでございますので、何か小中学校の運営について、こういうふうに思っているのだがといったご意見ございましたら少しお聞かせいただけたらと思います。どうでしょう。

委員

9月中に計画されていた行事を、もし9月で緊急事態宣言が終わったとして、行事を10月に延期するとなったら、日程はすごくタイトになってくるのですか。

教育長

そうですね。たちまち、例えば石部小学校でしたら、9月18日の予定を、これは緊急事態宣言が発令されるまでに延期を決めようかなと言っていました。また後ろになればなるほど、例えばスポーツ少年団など、一生懸命やっている子への配慮など、校長はそこら辺で結構悩んでいます。

ただ、CSの理事会とかPTAの役員会とかそういったところのご意見を聞きながら決めていきたいとは言っておりました。

あと、9月末に三雲小学校がフローティングスクールの予定だったのですが、フローティングスクール自体、県から延期しますとのことでしたので、9月に大きな行事は今のところ延期で進んでいます。

委員

まだ学校にクラスターが起こっていないことが不思議なぐらいですよ。

教育長

これからは分かりませんが、ここまでは学校では起こっていません。子どもは、やっぱり健気だなと思うんです。給食なんか前向いて黙って食べていますし、何かその辺りで随分我慢をしています。そこでいろんなことを学んでいてくれるなと思います。ここからはクラスターが発生することも予測中でありますので、その時にどう対応するかということを経験でも腹を据えてやっていこうと言っております。

委員

CSの理事会の開催する開催しないというのは、各学校に任せるということでしょうか。

ずっと体育祭もできず、10月、11月になるとしたら、9月中に決裁をしないといけないと思うのですが、そういうのは教育委員会としてそこはしてもらったら駄目だとか、そういうのはないのですかね。

教育長

今の校長会で、先ほどお渡しした8月27日の文書を市教育委員会の指示として渡したのですが、中止に関する市教育委員会としての指示は、緊急事態宣言が出たところを出しました。

ただ、例えば去年も修学旅行について、学校によっては行った学校もあれば、行かなかった学校もあるんです。その学校行事で、例えば修学旅行

は必ず行きなさいと、あるいは修学旅行は今年度は行ってはいけませんと市教育委員会が指示しますと、これは非常に校長、困った状況になると思うのです。やっぱり子どものことを思ったら行かせたいという校長もいますが、中には地域の状況から考えたら、去年もそうでしたが、本当にご高齢の方が多くてとか、地域によって状況も違いますので、そこはいろんなご意見を伺う中で、修学旅行の中止を決めた学校もありますし、そこは指示としては出さなかったのですが、今回緊急事態宣言においては指示をさせていただきました。

ですので、今後、緊急事態宣言がすかっと消えるということは、なかなかないと思うのです。やっぱりまだまだ、ひょっとしたらまん延防止等重点措置に変わるかもしれませんし、まだ感染状況で保護者も心配されている状況がある時に、教育委員会に意見を求められたら、その状況、状況によって、こうされたらどうですかということは申し上げますが、やはりそこは学校、校長が主体となって、CSのご意見や、保護者から、あるいはPTAからご意見を伺いながら、総合的に判断してほしいなと思います。校長には、市教育委員会に「どうしましょう、どうしましょう」と自分で決められないということでは困ります。そこは校長が腹を据えて決めてほしいと言いました。それはずっと前教育長から変わらない方針であります。

委員、どうですか。お子さんをお持ちの心配な気持ちも聞かせていただきたいです。

委員

ニュースで見ていると、タブレットがせつかくあるから、タブレットで自宅学習するか、校内に来るかを選択できる市とかもあるそうですが、湖南市はタブレットで学習できるぐらいにはなっているのですか。

教育長

教育総務課長、説明をお願いします。

課長

今の本市のタブレットの状況ですが、小学校、中学校を含めて全ての児童生徒に配布をさせていただいております。この4月から各学校で順次使い始めてもらっています。なかなか手こずったり、逆に子どもたちのほうがよく知っていたりして、先ほどの問題行動にもありましたが、子どもが写真を撮って、チームズ（Microsoft Teams）を使ってクラス全員で情報のやり取りができるのですが、そこで一斉配信などを簡単にしてしまうのです。そんな状況もあります。

はたまた、小学校1年生などはまだ文字が、平仮名もろくに書けない状態で、自分のIDとパスワードを入力しなさいよと言っても、アルファベットが分からないので、そこで手こずるなど、そういったことをしながら各学校の先生方に大変ご苦労いただきながら使い始めて、非常に多くの時

間、今使っていただいているような状況となっています。

校内での使用についてはそれでいいと思うのですが、持ち帰り、多くの方が非常に気にされていると思います。本市も当然持ち帰りを前提に計画をさせていただいているのですが、今の状況ですと、まず持って帰ることを皆さん考えておられるように見受けられます。持って帰るのは簡単なのですが、そこに至るまでにハードルがいくつかあります。特に自宅にWi-Fiの環境がある場合ですと、持って帰ってもらって、ご自宅の回線にぼんと接続してもらったら、好きなように使っていただけます。全ての家庭がそうだとよりいいのです。どうぞ持って帰って、みんな、じゃんじゃん使ってくださいと言えるのです。ところが、そういう環境のない世帯に関しましては、やっぱり通信費の負担、月額数千円、1年間にしたら数万円になってくるところで、なかなか生活困窮家庭にとったら非常に大きな負担になります。その辺の支援についても、まだ制度が設定されておられません。本市におきましては、来年度以降の持ち帰りを当初から計画しておりましたので、今現在、そういったところを調整しながら、課題を乗り越える方法、対策を立てているところです。そんな状況でございます。

教育長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

教育長

何せこのコロナで1人1台パソコンの配給をざっと進めてもらったので、本当に地に足を付けて持ち帰りも考えていきたいなと思っています。ほかにいかがでしょうか。

委員

スマホでつながらないのですか。普通、パソコンならつながるじゃないですか。

課長

そうですね。保護者の持っているスマホでテザリングという契約をしていただくと、月額500円で契約ができます。

ただ、それにしますと、子どもたちが今使っている動画などをぼんと見ようとすると、かなりの容量が必要ですので、お父さん、お母さんが持っている月額の容量をすぐに超えてしまうのです。また、料金がぼんと上がってしまいますので、全てのご家庭でそういった環境を持っているかという、またないところもございますので、やっぱり一定のラインを作ってからしか持って帰ってもらうのはしんどいなというのが現状です。

また、接続のための方法としまして、移動式のモバイルルーター、Wi-Fi、実は市のほうで貸出しはできる状態までには物は用意しています。

あとは、その接続の方法、費用負担のことだけ乗り越えたら、すぐにも持って帰ってもらえる状況までは見えないところで準備はさせていただいております。

教育長

どうしても報道では休校になったらオンライン授業の本当に最先端を行っているところが一齐に流れますので、保護者の中には、「湖南市はできないの」ということをおっしゃられる方もおられます。しかし、なかなかやはり準備というところで、今年度配置ができたという土俵には今乗っていますので、そのところは焦ることなくやっていただいています。

ほかよろしいですか。

課長

ニュースなどで既に持って帰って配信授業などを行っている自治体というのは、実は数年前から先進の取組地域、学校として選定されて、そういった整備が先にされているのですぐにできたというところもあります。そこを皆さんが見られて少し差が出てしまうところが現実です。

教育長

県内も某企業が後押ししてくださっている市など、やっぱりまだまだその辺りはちょっと違います。よろしいでしょうか。

事務局

続きますは、10月の教育委員会の開催日時を協議いたします。

— 協議の結果、社会教育委員と調整の上、決定することに決定 —  
(後日、10月29日(金)午後2時からに決定)

事務局

他に何かございますか。ないようですのでこれで8月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時58分